

和気美しい森遊具更新工事（設計・施工一括発注方式）における 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

和気町が管理する和気美しい森について、木製遊具において更新工事を実施する。

更新工事においては、森林公園の新たな魅力として相応しく、かつ、安全・安心して使用できる公園遊具となるよう事業者から自由な企画提案を求め、工事の遂行に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 工事等の概要

(1) 工事名

和気美しい森遊具更新工事

(2) 発注方式

本工事は、設計・施工一括発注方式の工事である。

(3) 工事等の内容

工事については、別添資料「工事仕様書」によるものとする。

(4) 工期

契約締結の日から令和8年3月19日（木）までとする。

(5) 工事場所

和気美しい森（岡山県和気郡和気町木倉 2605）

(6) その他

遊具施設は、（一社）日本公園施設業協会が認定する SP 及び SPL マーク適合製品とする。

3 実施形式 公募型

4 契約上限額 この工事の契約上限額は、12,999,800 円とする。

（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 契約に当たっては、「13 契約手続」に基づき決定する。

5 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる要件①～⑧を全て満たしていることを条件とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 本町の指名停止基準に基づく指名停止を参加申込書提出期限日及び審査委員会実施当日に受けていないこと。
- ③ 中国・四国整備局管内に本店又は支店、もしくは、契約権限が委任されている支店又は営業所を置くものであること。

- ④ 参加希望者と直接的かつ恒常的(3 か月以上)な雇用関係にあり、(一社)日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する技術者を配置できること。
- ⑤ 参加希望者は (一社)日本公園施設業協会が認定する SP マーク表示認定企業であること。
もしくは、その会員が下請業者として協力関係にあるもの。
- ⑥ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項に基づく更正手続開始の申し立て、
又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑦ 参加申込書提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 和気町暴力団排除条例 (平成 23 年和気町条例第 14 号)第 2 条、和気町建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成 18 年和気町告示第 59 号) 第 3 条別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

6 事業者審査のスケジュール(予定)

実施要領の公表 (ホームページ掲載)	令和 7 年 9 月 5 日 (金)
質問票の提出期限	令和 7 年 9 月 18 日 (木)
質問の回答	令和 7 年 9 月 22 日 (月)
参加申込書等の提出期限	令和 7 年 9 月 25 日 (木)
参加資格の確認通知	令和 7 年 9 月 30 日 (火)
企画提案書の提出期限	令和 7 年 10 月 2 日 (木)
提案内容のプレゼン・審査委員会	令和 7 年 10 月上旬
審査結果通知	令和 7 年 10 月上旬
契約の締結	令和 7 年 10 月上旬

7 質問受付及び回答

質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 提出期限 令和 7 年 9 月 18 日 (木) 午後 5 時 15 分必着

(2) 質問の方法等

質問がある場合には、質問票(様式 1)により、上記期限までに質問書を電子メールで「17 担当部局」へ提出すること。

※E-mail: sangyoshinko@town.wake.lg.jp

なお、質問は 5 に掲げる「参加資格要件」を有する者のみ受け付けるものとする。

(3) 回答

寄せられた全ての質問の内容及び回答については、下記期限までに和気町公式ホームページで公表する。なお、質問の回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

令和 7 年 9 月 22 日 (月) 公表予定

8 参加申込書等の提出

(1) 提出期限 令和7年9月25日(木) 午後5時15分必着

(2) 提出書類

書類	様式
①参加申込書	様式2
②履歴事項全部証明書	—
③計算書類(貸借対照表、損益計算書)	—
④国税(法人税及び消費税)に係る納税証明書	—
⑤本店所在地の都道府県税に係る納税証明書(法人都道府県民 税、事業税及び不動産取得税)	—
⑥本店所在地の市町村民税に係る納税証明書(法人市町村民 税、固定資産税及び都市計画税)	—
⑦配置予定技術者調書(主任技術者、管理技術者等)	様式3
⑧(一社)日本公園施設業協会発行のSP マーク表示認定企業認 定証の写し	A4

※②から⑥は複写可。ただし、すでに入札参加資格審査申請書を提出の場合には不要とする。

(3) 提出部数 各1部

(4) 作成方法 所定の各様式を使用し、文字サイズは10ポイント以上、印刷は白黒とすること。

(5) 提出方法 「17 担当部局」まで、直接持参又は郵送(書留郵便に限る)の方法により提出すること。なお、持参する場合は事前に連絡をし、日程調整(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)を行うこと。郵送の場合は令和7年9月25日(木)必着とし、併せて郵送した旨を電話にて連絡すること。

(6) その他 参加資格の審査結果は、資格審査結果通知書により通知するものとする。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年10月2日(木) 午後5時15分必着

(2) 提出書類

書類	様式
① 企画提案書	様式自由
② 概要図（パース図）	様式自由
③ 配置計画図（平面図、断面図）	様式自由
④ 遊具等の寸法や材質の分かる構造図	様式自由
⑤ 提案見積書 ・遊具等設置業務（設計・制作・設置・既存遊具の撤去等）の費用内訳	様式自由
⑥ 工事工程表	様式自由
⑦ 業務実施体制調書	様式 4
⑧ 設置後 20 年間にける維持管理表及び修繕等の費用を示す資料	様式自由

(3) 提出部数 正本 1 部 副本 6 部

(4) 提出方法 「17 担当部局」まで、直接持参又は郵送(書留郵便に限る)の方法により提出すること。

なお、持参する場合は事前に連絡をし、日程調整（土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）を行うこと。郵送の場合は令和 7 年 10 月 2 日（木）必着とし、併せて郵送した旨を電話にて連絡すること。

10 企画提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 企画提案書の無効

プロポーザルは、本工事の事業者を特定するために必要な調査、検討及び設計における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

② 工事の実施方針等

工事の実施方針、実施フロー、工程計画その他の記載に当たっては、簡潔に記載すること。

③ 評価テーマ

遊具のデザイン、安全性、機能性、施設の再配置、コンセプト、専門技術者の知見からの提案など、本町が目指すまちづくりの推進や美しい森利用者の増進に寄与する企画提案を自由に募集する。

(2) 企画提案書(様式自由)

企画提案書は A 4 判又は A 3 判で作成し、本文の文字サイズは 10 ポイント以上とする。

なお、企画提案書には、提案者が特定できるような記載を行ってはならない。

11 審査及び結果の通知

(1) 審査委員会

提出された企画提案書等について、「和気美しい森遊具更新工事審査委員会」において、提案事業者の出席による審査を行う。

① 実施日時

後日通知する。

② 実施場所

和気町役場本庁舎

③ 実施方法

出席者は、1 事業者 3 人以内とし、プレゼンテーション等の時間は、1 者につき 30 分程度(プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分)とする。内容は提案書等に基づくものとし、追加の資料配布(追加提案)は禁止とする。

④ 機材等

プロジェクター、スクリーン及びパソコンは町にて用意する。(参加申請者で用意することも可能とする。)

(2) 審査の方法

審査委員会での総得点が高い者から順位付けを行い、最も総得点が高い者を最優秀提案者として特定し、契約候補者とする。

ただし、最低基準点(総得点が満点の 50%)を超える者だけを特定の対象とする。

したがって、提案者が 1 者のみの場合、最低基準点を超えていなければ特定しない。

なお、総得点が同点の場合は、工事見積書の額が安価な者を高い順位とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全提案者に書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

12 採点基準

本プロポーザルにおける評価内容は、次のとおりである。

評価項目	評価の基準
テーマ	和気美しい森のイメージや施設周辺の地域特性を考慮した提案となっているか。
	何度も来たくなるような工夫があるか。
遊具の構成	子供たちの想像力・冒険心を育む遊具になっているか

	子供たちを見守る保護者への配慮が出来ているか。
安全対策	子供たちの予期しない遊びに対する安全対策が十分に行われているか。
維持管理	耐久性に優れ、補修や部材交換など維持管理が容易にできるか。
その他	事業に対して取り組む意欲が感じられ、説明に説得力があるか。提案書等の提出書類はわかりやすいか。
	現地状況等を踏まえ、内容が具体的かつ実現可能な計画となっているか。提案内容を実現できる工程及び人員配置となっているか。
	価格に見合った内容のものが提案されているか。

13 契約手続

契約候補者と契約内容及び見積金額に係る協議を行い(提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更等を含む。)、協議が整い次第、速やかに見積書を徴収し、設計・施工を随意契約の方法で速やかに契約を締結する。契約候補者と契約が成立しない場合は、次点契約候補者と契約の協議を行う。

14 契約及び支払条件

和気町財務規則の規定に基づく。

15 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) プレゼンテーション等に出席しなかった場合
- (6) 見積書の金額が契約上限金額を超過した場合

16 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提案に対する報酬は支払わないものとする。
- (3) 町は、提出された提出書類について、提案者に無断で使用しないものとするが、選定作業に必要な範囲において、複製を作成する。

- (4) 提出された提出書類は返却しない。
- (5) 入選者選定後に契約対象となる業務内容は、提出書類に記載された内容、及びヒアリングの内容等に必ずしも拘束されない。
- (6) 参加申込後にやむを得ない事情で審査を辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。
- (7) 提出書類等については、和気町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。

17 担当部局

和気町産業建設部産業振興課（担当）居樹・庄

住 所 : 〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所5 5 5

電話番号 : 0869-93-1126

FAX 番号 : 0869-92-0667

E-mail : sangyoshinko@town.wake.lg.jp